

平成25年12月20日

株式会社 山陰合同銀行

「ごうぎん教育資金贈与口座『孫への贈り物』」の取扱開始について

山陰合同銀行（頭取 久保田 一朗）では、平成25年12月24日（火）より「ごうぎん教育資金贈与口座『孫への贈り物』」の取扱を開始いたしますのでお知らせします。

「ごうぎん教育資金贈与口座『孫への贈り物』」は、平成25年度税制改正において創設された「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」の適用商品です。祖父母さま等（直系尊属である贈与者）からお孫さま等（受贈者）へ教育資金を一括して贈与するにあたり、1,500万円を上限として贈与税が非課税となる専用口座です。本口座を通じて、お客さまの大切な資産を大切なお孫さま等の未来へ贈る「孫への贈り物」をお預りいたします。

山陰合同銀行では、今後もお客さまのご要望に即した魅力ある商品をお届けいたします。

記

<商品概要>

商 品 名	ごうぎん教育資金贈与口座「孫への贈り物」
対 象	祖父母さま等の直系尊属の方から教育資金の贈与を受けられた30歳未満の方
対象となる預金	普通預金（教育資金管理特約を締結していただきます）
お預け入れ金額	1,500万円以内(1円単位) ※預金利息は預入限度額に含みません。
お預け入れ期間	平成25年12月24日(火)～平成27年12月30日(水)
お預入方法	○お近くのごうぎん窓口でご入金ください。 ○贈与契約後2ヶ月以内にお預入れください。
お引出し方法	○お近くのごうぎん窓口で、随時お引出しいただけます。 ○教育資金の支払いを証明する領収書等(原本)を窓口にご提出ください。
手 数 料	無料
解 約	下記のいずれかの早い日に教育資金管理特約は終了します。その場合、本口座はただちにご解約いただけます。 ※ 通常の普通預金口座として引続きご利用いただくことはできません。 ①預金者(お孫さま等)が30歳になられた場合 ②預金者(お孫さま等)が亡くなられた場合 ③残高が0となり、預金者(お孫さま等)から口座解約の申出があった場合
取 扱 店 舗	全店(代理店を含みます)
そ の 他	本口座は下記のお取引はご利用いただけません。 ・口座振替・振込入金・キャッシュカード・インターネットバンキング ※大学進学などの事由によりごうぎん本支店のない地域にお住まいになる場合は、キャッシュカード・インターネットバンキングをご利用いただけますので窓口にお申出ください(別途お手続きが必要です)。

以上